

#### 第四三回

#### 参第八号

最低賃金法の一部を改正する法律（案）

最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「事業若しくは」を「産業、事業若しくは」に改める。

第三条中「、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力」を「及び類似の労働者の賃金」に改める。

第九条から第十六条までを次のように改める。

（労働協約に基づく地域的最低賃金）

第九条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者の大部分が賃金の最低額に関する定めを含む一の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む二以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者（使用者の団体を含む。）の大部分の合意による申請があつたときは、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の議決を経て、これらの賃金の最低額に関する定めに基づき、その一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の全部に適用する最低賃金の決定をすることができる。

（業者間協定に基づく最低賃金）

第十条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、賃金の最低額に関する業者間協定（使用者又は使用者の団体の間における協定をいう。以下同じ。）が締結された場合において、その当事者の全部の合意による申請があつたときは、最低賃金審議会が当該業者間協定における賃金の最低額に関する定めが適当であると認めた場合に限り、その定めに基づき、その申請の際の当事者である使用者（当事者である使用者の団体の構成員である使用者を含む。）及びその使用する労働者に適用する最低賃金の決定をすることができる。

2 前項の規定による最低賃金は、同項の申請があつた後に当該業者間協定に参加した使用者（参加した使用者の団体の構成員である使用者を含む。）及び当該業者間協定の当事者である使用者の団体に加入した使用者並びにこれらの者の使用する労働者についても適用があるものとする。

3 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の大部分が第一項の規定による一の最低賃金の適用を受ける場合又は同項の規定による二以上の最低賃金で最低賃金額について実質的に内容を同じくするもののいずれかの適用を受ける場合において、これらの最低賃金の適用を受ける使用者の大部分の者の合意による申請があつたときは、最低賃金審議会が当該最低賃金が適当であると認めた場合に限り、これらの最低賃金に基づき、その一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の全部に適用する最低賃

金の決定をすることができる。

(異議の申出)

第十一条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九条又は前条第三項の申請があつたときは、労働省令で定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

2 第九条又は前条第三項に規定する同種の労働者又はこれを使用する使用者で申請に係る労働協約又は最低賃金の適用を受けていないものは、前項の規定による公示があつた日から三十日以内に労働大臣又は都道府県労働基準局長に異議を申し出ることができる。

3 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない。

4 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第一項の規定による公示の日から三十日を経過するまでは、第九条文は前条第三項の決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

5 労働大臣は都道府県労働基準局長は、第九条又は前条第三項の決定する場合において、第二項の規定による申出があつたときは、第三項の規定による最低賃金審議会の意見に基づき、当該最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。

(最低賃金の改正等)

第十一条の二 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九条又は第十条の規定による最低賃金について、これらの最低賃金の決定の例により、改正又は廃止の決定することができる。

(最低賃金審議会の勧告に基づく最低賃金)

第十二条 最定賃金審議会は、一定の産業、事業、職業又は地域について、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため最低賃金の決定又は改正をすることが適当であると認めるときは、労働大臣又は都道府県労働基準局長に対し、最低賃金の決定又は改正について勧告することができる。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定による勧告を受けたときは、その意見を尊重して、すみやかに最低賃金の決定又は改正その他の必要な措置をとらなければならない。

(中央最低賃金審議会の勧告に基づく全国的統一最低賃金)

第十三条 中央最低賃金審議会は、毎年四月に、全国に適用される統一最低賃金の決定又は改正をすることが可能かつ適当であると認める一定の産業、事業又は職業について、労働大臣に対し、その額を明示して、最低賃金の決定又は改正を行なうべき旨の勧告をしなければならない。

2 前条第二項の規定は、労働大臣が前項の規定による勧告を受けた場合について準用する。

( 職権による最低賃金の改正等 )

第十四条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九条、第十条、第十二条又は前条の規定による最低賃金が著しく不相当となつたと認めるときは、最低賃金審議会の議決を経て、その最低賃金の改正又は廃止の決定をすることができる。

( 労働者の請求による調査 )

第十五条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の産業、事業、職業又は地域の労働者がその百人以上の合意により当該産業、事業、職業又は地域について最低賃金の決定のための調査をすべきことを請求したときは、当該請求に係る産業、事業、職業又は地域の労働者の全部及びこれを使用する使用者の全部に適用する最低賃金を決定することが適当であるかどうかを調査しなければならない。

( 職権により決定する最低賃金 )

第十六条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の産業、事業、職業又は地域について、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるとき又は前条の規定による調査の結果必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その議決を経て、最低賃金の決定をすることができる。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定により決定した最低賃金について必要があると認めるときは、同項の決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

( 再審議の請求 )

第十六条の二 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九条、第十条第一項若しくは第三項、第十四条若しくは前条又は第十二条第一項若しくは第十三条第一項の規定による最低賃金審議会の議決又は勧告がなされた場合において、その議決又は勧告により難いと認めるときは、理由を附して、最低賃金審議会に再審議を求めることができる。

第十七条第二項中「第十条、第十一条及び前条第一項」を「第九条、第十条第三項、第十二条第二項、第十三条第二項及び第十六条第一項」に改める。

第十八条中「第九条第一項、第十条又は第十一条」を「第九条又は第十条第一項若しくは第三項」に、「業者間協定又は労働協約」を「労働協約又は業者間協定」に改める。

第二十条を次のように改める。

( 職権により決定する最低工賃 )

第二十条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の業務又は地域について、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その議決を経て、当該家内労働者及びこれに係る委託者に適用する最低工賃の決定をすることができる。

( 最低賃金審議会の勧告に基づく最低工賃 )

第二十条の二 最低賃金審議会は、一定の業務又は地域について、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため最低工賃を決定することが適当であると認めるときは、

労働大臣又は都道府県労働基準局長に対し、最低工賃の決定について勧告することができる。

- 2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の勧告を受けたときは、その勧告を尊重して、すみやかに最低工賃の決定その他の必要な措置をとらなければならない。  
(最低工賃の改正等)

第二十条の三 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第二十条又は前条第二項の規定による最低工賃について、これらの最低工賃の決定の例により、改正又は廃止の決定をすることができる。

- 2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前条第二項の規定による最低工賃が著しく不相当となつたと認めるときは、最低賃金審議会の議決を経て、その最低工賃の改正又は廃止の決定をすることができる。  
(再審議の請求に関する規定の準用)

第二十条の四 第十六条の二の規定は、第二十条、第二十条の二第二項又は前条の決定について準用する。

第二十二條第一項中「当該最低賃金」を「当該家内労働者と同一又は類似の業務に従事する労働者の賃金水準」に改める。

第二十三條第三項中「第六条」を「第六条及び第七条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第七条中「第五条」とあるのは「第二十三條第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

第二十九條第一項を次のように改める。

労働者を代表する委員は関係労働組合の推薦に基づいて、使用者を代表する委員は関係使用者団体の推薦に基づいて、公益を代表する委員は労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員の同意を得て、労働大臣又は都道府県労働基準局長が任命する。

第三十一條第一項中「必要に応じ、」を削り、「事業」を「産業、事業」に改め、同条第二項を次のように改める。

- 2 最低賃金審議会は、次の各号に掲げる場合には、専門部会を置かなければならない。
  - 一 第十条第一項若しくは第三項若しくは第十六条第一項の規定による最低賃金の決定若しくは第二十条の規定による最低工賃の決定又はこれらの改正の決定について調査審議を求められたとき。
  - 二 第十二條第二項若しくは第十三條第二項の規定による最低賃金の決定若しくは第二十条の二第二項の規定による最低工賃の決定又はこれらの改正の決定について勧告を行なおうとするとき。

第三十一條第三項中「専門部会」を「最低賃金に関して置かれる専門部会」に改め、同条第四項中「前項に規定する委員のほか」を「政令で定めるところにより」に改める。

第三十六條第一項中「第九条第一項及び第二項、第十条、第十一条、第十一三条、第十

四、第十六条第一項及び第二項並びに第二十条第一項及び第三項」を「第九条、第十条第一項及び第三項、第十一条の二、第十二条第二項、第十四条、第十五条及び第十六条並びに第二十条、第二十条の二第二項及び第二十条の三」に改め、同条第二項中「不適当となつたと認めるときは、」の下に「あらかじめ中央最低賃金審議会に諮問し、その意見を尊重して、」を加え、同条第三項中「第十五条」を「第十六条の二」に改める。

第四十二条第一項中「必要に応じ、」を削り、「事業」を「産業、事業」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 船員労働委員会は、次の各号に掲げる場合には、最低賃金専門部会を置かなければならない。

一 第十条第一項若しくは第三項若しくは第十六条第一項の規定による最低賃金の決定又はこれらの改正の決定について調査審議を求められたとき。

二 第十二条第二項若しくは第十三条第二項の規定による最低賃金の決定又はこれらの改正の決定について勧告を行なおうとするとき。

第四十二条の次に次の一条を加える。

(不利益取扱いの禁止)

第四十二条の二 使用者又は委託者は、労働者又は家内労働者が次の各号に掲げる行為をしたことを理由として、その労働者を解雇し又はその家内労働者に対する委託関係を打ち切り、その他これらに対して不利益な取扱いをしてはならない。

一 労働者又は家内労働者が第五条第一項又は第二十三条第一項の規定に違反したことの申告を行なつたこと。

二 最低賃金審議会若しくは船員労働委員会又は専門部会若しくは最低賃金専門部会が最低賃金の決定について調査審議を行なう場合に、労働者がこれに関与したこと。

三 労働者が第十五条の規定による調査の請求を行なつたこと。

四 最低賃金審議会又は専門部会が最低工賃の決定について調査審議を行なう場合に、労働者又は家内労働者がこれに関与したこと。

五 労働者又は家内労働者が第三十五条の規定による報告をしたこと。

第四十四条中「又は第二十三条第一項」を「、第二十三条第一項又は第四十二条二」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める。

(経過措置)

第二条 改正前の第九条第一項、第十条、第十一条又は第十六条第一項の規定による最低賃金は、それぞれ改正後の第十条第一項、第十条第三項、第九条又は第十六条第一項の規定による最低賃金とみなす。

第三条 この法律施行前になされた改正前の第九条第一項、第十条、第十一条又は第十三条第一項の規定による申請は、それぞれ、改正後の第十条第一項、第十条第三項、第九条又は第十一条の二の規定による申請とみなす。

（労働省設置法の改正）

第四条 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表中央最低賃金審議会の項中「労働大臣の諮問に応じ」を「最低賃金若しくは最低工賃の決定又はこれらの改正若しくは廃止の決定について、議決し又は労働大臣に対して勧告するほか、労働大臣の諮問に応じ」に改める。

第十六条第一項の表地方最低賃金審議会の項中「都道府県労働基準局長の諮問に応じ」を「最低賃金若しくは最低工賃の決定又はこれらの改正若しくは廃止の決定について、議決し又は都道府県労働基準局長に対して勧告するほか、都道府県労働基準局長の諮問に応じ」に改める。

（労働組合法の改正）

第五条 労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「第十一条」を「第九条」に改める。

## 理 由

業者間協定を最低賃金決定の基礎とし、かつ、この方式を主軸とする現行の最低賃金法を改めて、最低賃金決定の主軸を労使協定に基づく最低賃金、最低賃金審議会の勧告又は職権に基づく最低賃金に移すこととし、最低工賃についても、最低賃金の有無にかかわらず、職権又は最低賃金審議会の勧告に基づき決定し得ることとし、併せて最低賃金審議会の権限を強化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。